

2025年6月11日入学生

# 募集要項

厚生労働大臣指定 専門実践教育訓練給付制度対象講座

社会福祉士通信科  
精神保健福祉士通信科

一般養成コース | 短期養成コース

スクーリング教室

東京駅前教室

新宿駅前教室

渋谷駅前教室

横浜駅前教室

NEW 川崎駅前教室

町田駅前教室

立川駅前教室



学校法人西田学園

アルファ医療福祉専門学校

日本ソーシャルワーク教育学校連盟・国際ソーシャルワーク学校連盟 加盟校

## 目次

1. 募集学科	P. 3
2. 出願要件	P. 4
3. 出願から学習開始までの流れ	P. 5
4. 社会福祉士通信科入学要件	P. 6
5. 精神保健福祉士通信科入学要件	P. 8
6. 学費	P. 10
7. 学費支援制度（専門実践教育訓練給付制度）	P. 12
8. 出願について	P. 14
9. 郵送必要書類一覧	P. 18
10. 出願に関する Q & A	P. 22
11. 相談援助業務の実務経験に関する資料	P. 23
■実務経験（見込）証明書	
社会福祉士通信科 出願者用	P. 25
精神保健福祉士通信科 出願者用	P. 27

# 1. 募集学科

## アルファ医療福祉専門学校 通信教育学科 方針（ポリシー）

### 通信教育学科 学科理念

社会人がこれまで培ってきた様々な経験を活かし、働きながらソーシャルワークの価値・専門知識・技術を身につけることができる教育環境を提供し、既存の福祉・医療サービスの枠にとらわれない新たな社会資源を創造することができる専門職の養成を通じて、人々のウェルビーイング※1 向上に寄与する。

※1 ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

### アドミッションポリシー（入学方針）

学校法人西田学園アルファ医療福祉専門学校 通信教育学科は、『自律から自立へ』の建学の精神に基づき、社会福祉士、精神保健福祉士資格を持つソーシャルワーク専門職を養成するため、以下を受入れの基本方針とする。

1. 本校が掲げる建学の精神である『自律から自立へ』に共感し本課程での学びを強く望む者
2. 入学後の修学と資格取得に必要な基礎学力と学習意欲を有する者
3. 通信課程の学習方法に鑑み自らの学習進度を把握した上で、定められた面接授業と現場実習にすべて出席し、期日までに課題を提出できる者
4. 社会福祉士または精神保健福祉士の国家資格を取得し、社会福祉の向上に寄与することを目的とする者

以上の基本方針に照らし、本校は本冊子における指定の選考方法により、総合的かつ公平な観点をもって審査にあたる。

### ディプロマポリシー（修了認定方針）

通信教育学科では、本校が掲げる「建学の精神」に基づき、①人々の生活をささえる高い倫理観<sup>かんよう</sup>の涵養、②ソーシャルワーク専門職に必要とされる知識と技術の修得およびそれを維持・向上する生涯学習を続ける態度・習慣の修得、③地域住民を含めた多職種多機関と連携し、ソーシャルワーク実践をおこなう協調性の修得、を教育理念とし、次の能力を身につけたと認められる学生に対し、修了認定を行う。

1. ソーシャルワーク専門職として高い倫理観を身につけている。
2. クライアントのもつ悩み・不安・苦痛等に共感する態度を身につけている。
3. ソーシャルワーク専門職として社会の発展に貢献する使命感と責任感を身につけている。
4. 基礎的なソーシャルワークの知識・技術を身につけている。
5. 生涯学習を続ける習慣・態度を身につけている。
6. ソーシャルワーク専門職としての役割と実践におけるチームワークの重要性を理解している。
7. 志を持つ後学を指導するとともに、自らも共に学ぶ態度を身につけている。
8. ソーシャルワーク専門職に必要な心身の調和を図ることができる。

### カリキュラムポリシー（教育課程方針）

アルファ医療福祉専門学校の「建学の精神」並び通信教育学科の「ディプロマポリシー」に基づき、以下の方針に則りカリキュラムを編成する。

1. 自宅学習では、学生にとって大切な社会活動と両立しながら、ソーシャルワーク専門職を目指すことができるよう、e-ラーニングシステムを活用した効率的かつ効果的な学習方法を重視する。
2. 対面授業では、多様な価値観や視点を体験的に学ぶことができるよう、アクティブラーニングを重視する。
3. 現場実習では、学生がソーシャルワーク専門職として必要な倫理観・行動規範を基盤とし、主体性を持って学ぶことを重視する。
4. ソーシャルワーク専門職に必要な価値・知識・技術を身につけられるように、現役ソーシャルワーカーから学ぶ機会を設ける。

## ■社会福祉士通信科

コース (定員)	学習期間	スクーリング教室	スクーリング日
一般養成コース (定員 700名)	1年6ヵ月 (2025年6月11日～2026年12月10日) ※2027年2月の国家試験受験が可能	東京駅前 新宿駅前 渋谷駅前 横浜駅前 NEW 川崎駅前 町田駅前 立川駅前	日曜日
		横浜駅前	火曜日
		町田駅前	木曜日
短期養成コース (定員 80名)	9ヵ月 (2025年6月11日～2026年3月10日) ※2026年2月の国家試験受験が可能	町田駅前	日曜日

## ■精神保健福祉士通信科

コース (定員)	学習期間	スクーリング教室	スクーリング日
一般養成コース (定員 300名)	1年7ヵ月 (2025年6月11日～2027年1月10日) ※2027年2月の国家試験受験が可能	東京駅前 新宿駅前 NEW 渋谷駅前 横浜駅前 町田駅前 立川駅前	日曜日
		東京駅前 新宿駅前 NEW 渋谷駅前 横浜駅前 町田駅前 立川駅前	日曜日
短期養成コース (定員 360名)	9ヵ月 (2025年6月11日～2026年3月10日) ※2026年2月の国家試験受験が可能	東京駅前 新宿駅前 NEW 渋谷駅前 横浜駅前 町田駅前 立川駅前	日曜日

### 注意事項

- ・各学科の募集定員に達した時点で募集は終了となります。
- ・出願時にいずれかひとつのコースを選択していただきます（併願不可）。選考結果通知後のコースならびに教室変更はできません。
- ・天災等の影響により予定していた会場から変更になる場合がございます。
- ・車いすをご利用の方、視聴覚に障害をお持ちの方は出願前にご相談ください。
- ・入学者数が本校の定める基準に満たなかった場合、出願時に希望していたスクーリング教室から変更になる場合がございます。

## 2. 出願要件

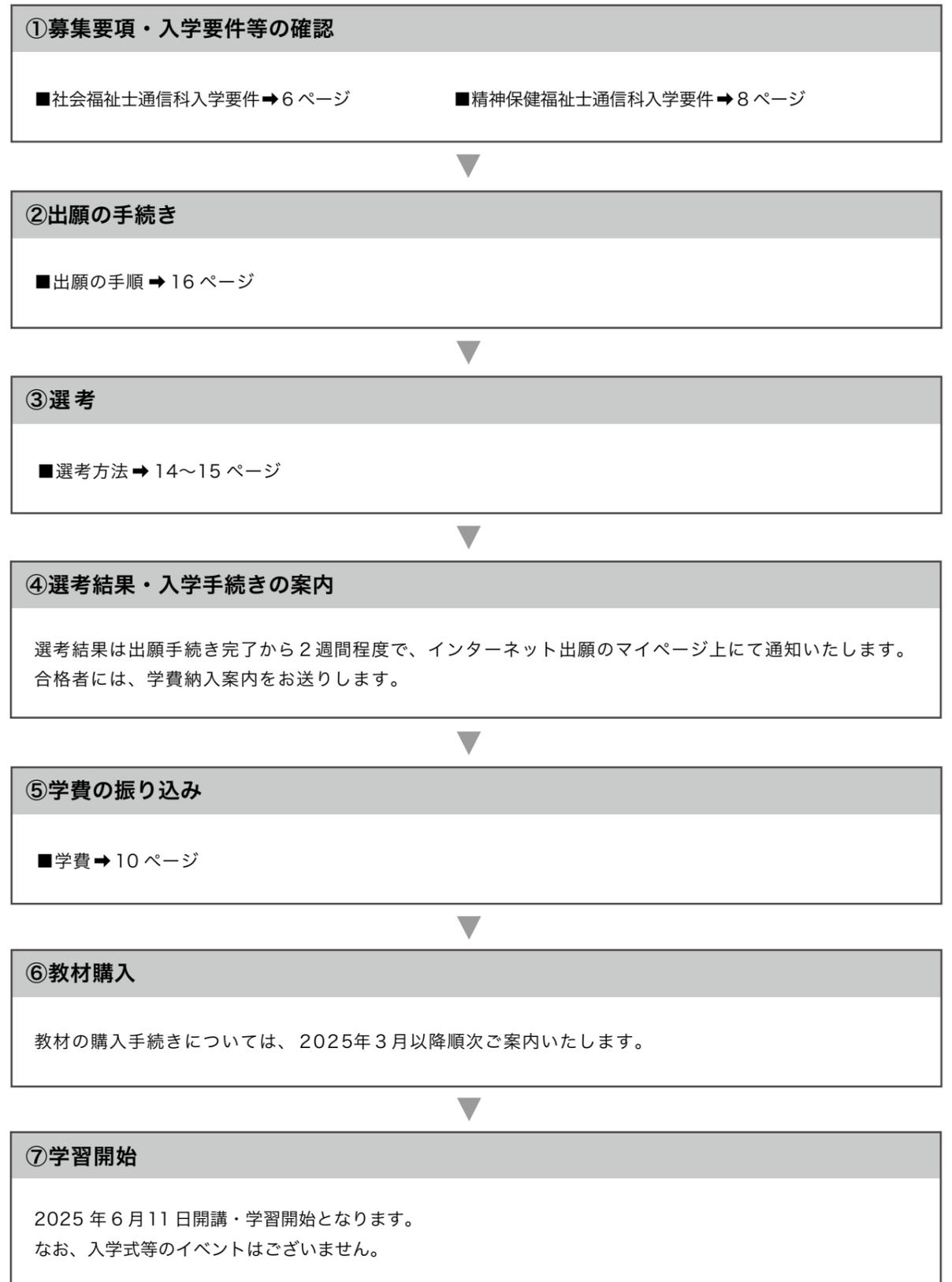
### ■出願資格

下記の要件をすべて満たす方が出願できます。

1	<p><b>各養成コースの入学要件に該当すること</b></p> <p>・ 社会福祉士通信科入学要件 → 6 ページ      ・ 精神保健福祉士通信科入学要件 → 8 ページ</p>																				
2	<p><b>以下の【入学対象地域】に居住もしくは勤務していること</b></p> <p><b>【入学対象地域】</b></p> <p>東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・山梨県・愛知県・宮城県 山形県・福島県・新潟県・長野県・岐阜県・三重県</p> <p>※受験申込時点において、本校の対象地域である1都16県に在住していない方であっても、入学時に転勤・就職等で1都16県に居住する事が明らかな方は、本校が承認した場合のみ入学する事が出来ます。</p>																				
3	<p><b>スマートフォン・パソコン・タブレット端末等の情報端末を有し、インターネット環境があること</b> (e-ラーニングシステムを利用して学習をするため)</p> <p>修学に関わる通信費・Wi-Fi環境等の整備につきましては受講生の方のご負担となります。 パソコン等の貸し出しは行っておりません。予めご了承ください。</p> <p><b>【動作環境】</b></p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">&lt;パソコン&gt;</td> <td colspan="2">&lt;スマートフォン・タブレット&gt;</td> </tr> <tr> <td>■OS</td> <td>■ブラウザ</td> <td>■OS</td> <td>■ブラウザ</td> </tr> <tr> <td>MicrosoftWindows10以上</td> <td>MicrosoftEdge 最新版</td> <td>iOS14.0以上</td> <td>GoogleChrome 最新版</td> </tr> <tr> <td>MacOSXv.10.9以上</td> <td>GoogleChrome 最新版</td> <td>AndroidOS 8.0以上</td> <td>AppleSafari 最新版</td> </tr> <tr> <td></td> <td>AppleSafari6.0以降</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<パソコン>		<スマートフォン・タブレット>		■OS	■ブラウザ	■OS	■ブラウザ	MicrosoftWindows10以上	MicrosoftEdge 最新版	iOS14.0以上	GoogleChrome 最新版	MacOSXv.10.9以上	GoogleChrome 最新版	AndroidOS 8.0以上	AppleSafari 最新版		AppleSafari6.0以降		
<パソコン>		<スマートフォン・タブレット>																			
■OS	■ブラウザ	■OS	■ブラウザ																		
MicrosoftWindows10以上	MicrosoftEdge 最新版	iOS14.0以上	GoogleChrome 最新版																		
MacOSXv.10.9以上	GoogleChrome 最新版	AndroidOS 8.0以上	AppleSafari 最新版																		
	AppleSafari6.0以降																				
4	<p><b>スクーリングに出席ができること</b></p> <p>各学科・コースのスクーリング教室一覧は3ページを確認してください。</p>																				
5 <small>(実習必要者のみ)</small>	<p><b>現場実習(必要者のみ)の履修ができること</b></p> <p>現場実習の配属地域は、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県のいずれかとなります。 また、各希望学科ごとに下記の要件を満たす必要がございます。 ※現場実習免除の要件については、「入学要件」のページをご確認ください。</p> <table border="0"> <tr> <td> <p><b>【社会福祉士通信科】</b></p> <p>福祉施設実習(32日間)</p> <p>①最低月8日間実施できること</p> <p>②最低週2日間実施し、平日を含めること</p> </td> <td> <p><b>【精神保健福祉士通信科】</b></p> <p>・福祉施設実習(16日間)</p> <p>①最低月8日間実施できること</p> <p>②最低週2日間実施し、平日を含めること</p> <p>・医療機関実習(12日間)</p> <p>平日かつ連続日程で実施ができること</p> </td> </tr> </table> <p>※受け入れ施設の事情等により、ご希望通りになるとは限りません。</p>	<p><b>【社会福祉士通信科】</b></p> <p>福祉施設実習(32日間)</p> <p>①最低月8日間実施できること</p> <p>②最低週2日間実施し、平日を含めること</p>	<p><b>【精神保健福祉士通信科】</b></p> <p>・福祉施設実習(16日間)</p> <p>①最低月8日間実施できること</p> <p>②最低週2日間実施し、平日を含めること</p> <p>・医療機関実習(12日間)</p> <p>平日かつ連続日程で実施ができること</p>																		
<p><b>【社会福祉士通信科】</b></p> <p>福祉施設実習(32日間)</p> <p>①最低月8日間実施できること</p> <p>②最低週2日間実施し、平日を含めること</p>	<p><b>【精神保健福祉士通信科】</b></p> <p>・福祉施設実習(16日間)</p> <p>①最低月8日間実施できること</p> <p>②最低週2日間実施し、平日を含めること</p> <p>・医療機関実習(12日間)</p> <p>平日かつ連続日程で実施ができること</p>																				

## 3. 出願から学習開始までの流れ

### ■出願から学習開始までの流れ



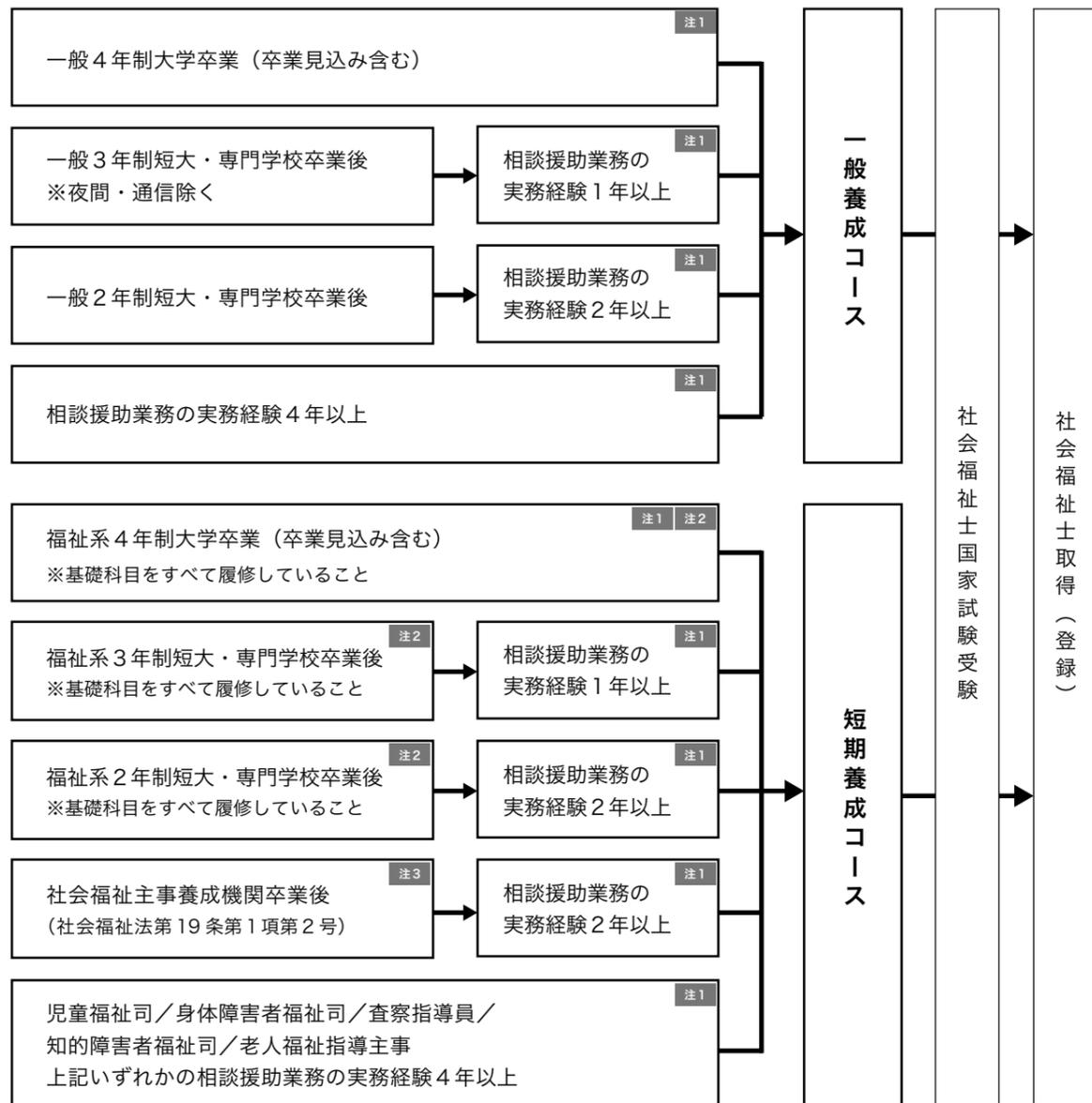
# 4. 社会福祉士通信科 入学要件

## ■入学要件について

本校社会福祉士養成課程では「一般養成コース」と「短期養成コース」を設置しており、各コースには入学要件があります。下表より該当の入学要件を確認してください。いずれも本校開講日前である2025年6月10日までに要件を満たしていることが必要です。

本課程修了により国家試験受験資格を取得することができます。

入学要件一覧表



国家試験の詳細は公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ (<http://www.sssc.or.jp/>) にてご確認ください。

### 【現場実習の履修について】

相談援助業務の実務経験が1年以上ある場合、現場実習の履修はすべて免除対象となります。相談援助業務の実務経験については、7ページの「相談援助業務の実務経験および現場実習の履修について」をご確認ください。

## 注1 相談援助業務の実務経験および現場実習の履修について

社会福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において福祉に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。

実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

また、相談援助業務の実務経験が2025年6月10日までに1年以上ある場合は、現場実習の履修が免除となります。実務経験については、本冊子23ページも必ず確認してください。

必要年数	6ページの「入学要件一覧表」で示されている必要年数を、2025年6月10日までに満たしていることが必要です。出願時点で必要年数に満たない場合でも、2025年6月10日までに満たす見込みである時は出願することができます。 ※該当施設設置者と雇用関係を有しており、該当施設の常勤者、もしくは労働時間が常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。
指定施設・職種	実務経験は対象になる施設・職種が指定されています。実務経験の対象になる施設・職種名は31~47ページを確認してください。該当の内容については、証明権者（該当の施設・事業所）が判断し「実務経験証明書」（25ページ）にて証明いただきます。
実務経験の認定	出願時に提出いただく「実務経験証明書」に基づき本校が審査を行いません。
現場実習の履修	実務経験の期間が1年以上と認められた場合、現場実習は免除となります。

実務経験検索フォーム  
アルファ医療福祉専門学校  
ホームページに遷移します



## 注2 基礎科目履修について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「基礎科目履修」に該当する場合、該当の基礎科目をすべて履修している必要があります。履修状況は、基礎科目を履修した学校に直接ご確認ください。

出願には、履修した学校の書式にて証明された「社会福祉に関する基礎科目履修証明書」が必要となります。

基礎科目一覧

社会福祉士振興・試験センター  
ホームページに遷移します



## 注3 社会福祉主事養成機関について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「社会福祉主事養成機関卒業」に該当する場合、社会福祉法第19条第1項第2号に規定する社会福祉主事養成機関を卒業していることが必要となります。

指定養成校の一覧は下記よりご確認ください。

全国の社会福祉主事養成機関一覧  
ワムネットのホームページに遷移します



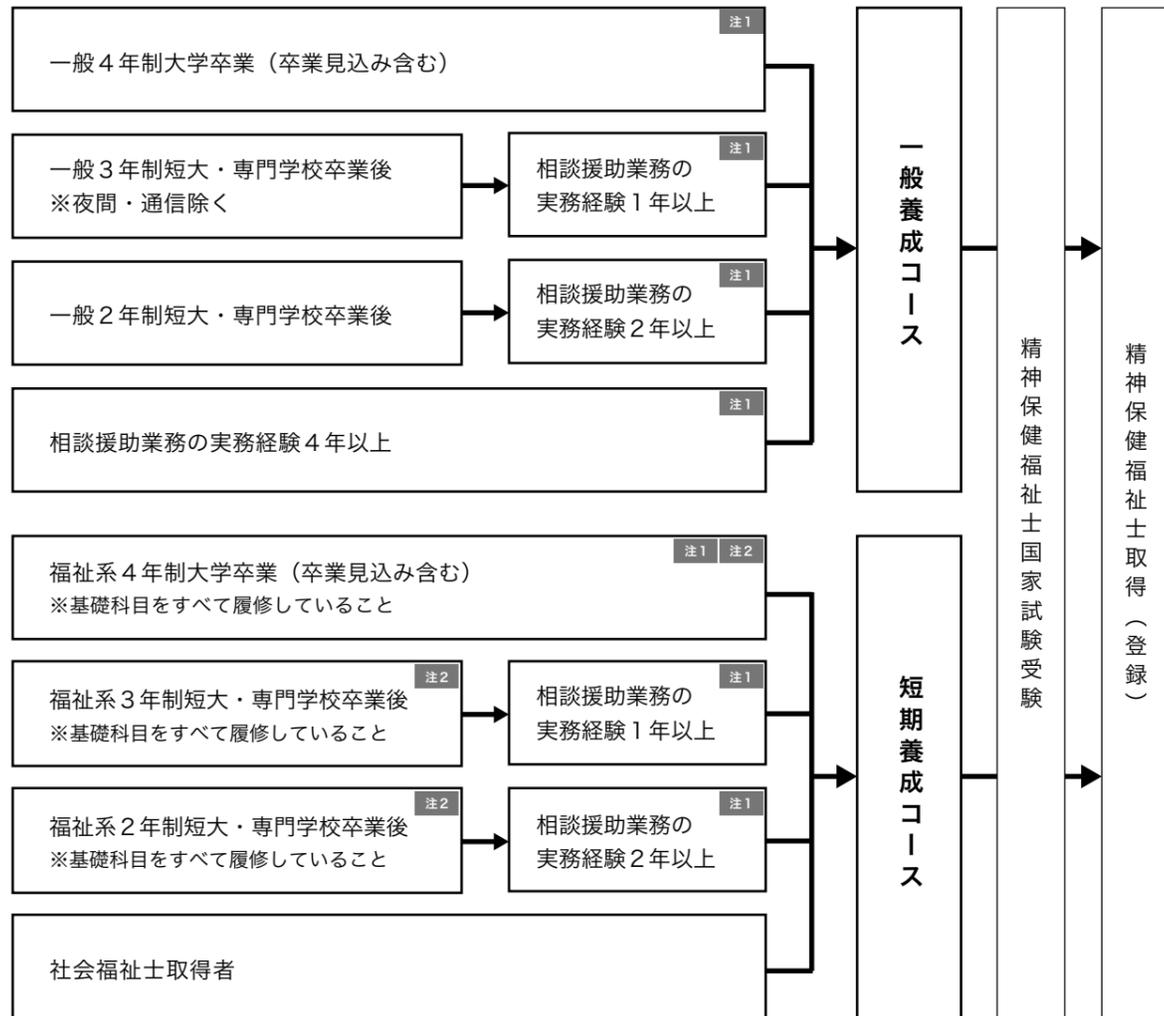
# 5. 精神保健福祉士通信科 入学要件

## ■入学要件について

本校精神保健福祉士養成課程では「一般養成コース」と「短期養成コース」を設置しており、各コースには入学要件があります。下表より該当の入学要件を確認してください。いずれも本校開講日前である2025年6月10日までに要件を満たしていることが必要です。

本課程修了により国家試験受験資格を取得することができます。

入学要件一覧表



国家試験の詳細は公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ (<http://www.sssc.or.jp/>) にてご確認ください。

### 【現場実習の履修について】

相談援助業務の実務経験が1年以上ある場合、現場実習の履修はすべて免除対象となります。相談援助業務の実務経験については、9ページの「相談援助業務の実務経験および現場実習の履修について」をご確認ください。

## 注1 相談援助業務の実務経験および現場実習の履修について

精神保健福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。また、相談援助業務の実務経験が2025年6月10日までに1年以上ある場合は、現場実習の履修が免除となります。実務経験については、本冊子23ページも必ず確認してください。

必要年数	8ページの「入学要件一覧表」で示されている必要年数を、2025年6月10日までに満たしていることが必要です。出願時点で必要年数に満たない場合でも、2025年6月10日までに満たす見込みである時は出願することができます。 ※該当施設設置者と雇用関係を有しており、当該施設の常勤者、もしくは労働時間が常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。
指定施設・職種	実務経験は対象になる施設・職種が指定されています。実務経験の対象になる施設・職種名は49～58ページを確認してください。該当の内容については、証明権者（該当の施設・事業所）が判断し「実務経験証明書」（27ページ）にて証明いただきます。
実務経験の認定	出願時に提出いただく「実務経験証明書」に基づき本校が審査を行いません。
現場実習の履修	実務経験の期間が1年以上と認められた場合、現場実習は免除となります。

実務経験検索フォーム  
アルファ医療福祉専門学校  
ホームページに遷移します



## 注2 基礎科目履修について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「基礎科目履修」に該当する場合、該当の基礎科目をすべて履修している必要があります。履修状況は、基礎科目を履修をした学校に直接ご確認ください。出願には、履修した学校の書式にて証明された「精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書」が必要となります。

基礎科目一覧  
社会福祉士振興・試験センター  
ホームページに遷移します



## 6. 学費

### ■社会福祉士通信科

コース		入学金	授業料	現場実習費	合計
一般養成コース (1年6ヶ月)	実習なし (実務経験あり)	30,000円	309,000円	—	<b>339,000円</b>
	実習あり	30,000円	312,000円	160,000円	<b>502,000円</b>
短期養成コース (9ヶ月)	実習なし (実務経験あり)	30,000円	211,000円	—	<b>241,000円</b>
	実習あり	30,000円	214,000円	150,000円	<b>394,000円</b>

- ・一般養成コースの方は、テキスト代が別途必要です（税込み価格約66,000円）。
- ・短期養成コースの方は、テキスト代が別途必要です（税込み価格約30,000円）。
- ・精神保健福祉士の資格を取得し登録した方が社会福祉士通信科一般養成コース・短期養成コースのいずれかに入学される場合、共通科目が一部免除になります（一般養成コースのみ授業料から2万円減免）。
- ・「実習あり」の方のうち、介護福祉士養成施設において「介護実習<sup>※1</sup>」、もしくは精神保健福祉士養成施設において「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、実習時間が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免されます。該当の方は「履修科目証明書」をご提出ください。

※1 4年制大学の場合平成31年4月以降の入学者、2年制短期大学・専門学校の場合令和3年4月以降の入学者

### ■精神保健福祉士通信科

コース		入学金	授業料	現場実習費	合計
一般養成コース (1年7ヶ月)	実習なし (実務経験あり)	30,000円	311,000円	—	<b>341,000円</b>
	実習あり	30,000円	315,000円	220,000円	<b>565,000円</b>
短期養成コース (9ヶ月)	実習なし (実務経験あり)	30,000円	231,000円	—	<b>261,000円</b>
	実習あり	30,000円	235,000円	215,000円	<b>480,000円</b>

- ・一般養成コースの方は、テキスト代が別途必要です（税込み価格約66,000円）。
- ・短期養成コースの方は、テキスト代が別途必要です（税込み価格約30,000円）。
- ・「実習あり」の方のうち、社会福祉士養成施設において「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、福祉施設での実習が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免となります。該当の方は「履修科目証明書」をご提出ください。

#### 注意事項

- ・現場実習においては、健康診断書等の各種検査、交通費、昼食代、宿泊費等が別途必要になることがあります。
- ・省令等で指定する施設において、相談援助業務の実務経験が1年以上ある方は、ご出願時の実務経験の申請により現場実習が免除となります。詳細は23ページ「相談援助業務の実務経験に関する資料」をご確認ください。
- ・授業料には、スクーリング受講料、e-ラーニング使用料、授業実施にあたっての準備費等が含まれます。インターネット通信費および修学上必要となる郵送料は別途ご負担いただきます。
- ・入学を取り消し、または辞退する場合は、2025年6月10日までに手続きください。2025年6月11日以降の辞退は認められません。なお、入学を辞退した場合は、選考料および入学金を除き、授業料・現場実習費の返還を行います。

#### 学費納入について

- ・原則、選考結果通知から1週間以内に学費を納入していただきます。  
一般養成コースのみ、2分割（テキスト代を除く）でのお支払いが可能です。分割納入の場合は合格通知から1週間以内に前期分学費（総額の約7割）を納入していただき、後期分は2025年10月末までのお支払いとなります。また、分割手数料として1万円が発生します。
- ・指定テキストセットの購入については、2025年3月頃にご案内致します。なお、テキスト代金は一括払いのみとなり返金はできません。
- ・クレジットカード払いの場合は、選考結果通知時に詳細なご案内を送付いたします。なお、お支払い金額に対して、2.9%の手数料が発生いたします。

本校は「専門実践教育訓練給付制度」の対象校です。  
詳細は12ページをご覧ください。

## 7. 学費支援制度（専門実践教育訓練給付制度）

### ■専門実践教育訓練給付制度

#### 重要

- 利用手続きは、**受講開始日の2週間前（2025年5月27日）までに**所轄のハローワークにてご自身でお手続きを行う必要があります。

#### 利用できる学科・コース

社会福祉士通信科 一般養成コース・短期養成コース  
 精神保健福祉士通信科 一般養成コース・短期養成コース

#### 専門実践教育訓練給付制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者※（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講した場合、受講生本人が支払った教育訓練経費の50%に相当する額が支給されます。また、受講修了日から1年以内に資格取得し、かつ被保険者として雇用された又は雇用されている場合等には、20%が追加支給されます。

※被保険者とは一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。

#### 制度を利用できる方の要件 ※必ずハローワークでご確認ください。

##### （1）雇用保険の被保険者（在職者）

受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年）以上ある方

##### （2）雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年）以上ある方

※支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者等として雇用された期間をいいます。この被保険者資格を取得する前に他の事業所等に雇用されるなどで被保険者等であった期間も通算しますが、被保険者資格の空白期間が1年を超える場合は、その前の期間は通算されません（1年以内の場合は通算されます）。  
 ※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者等であった期間は通算しません。

#### 申込から給付までの流れ

- ① 所轄のハローワークで給付対象者になるか確認する
- ② 本校に出願し受験する
- ③ ハローワークにて「キャリアコンサルティングの受講」と「受講前申請」を完了させる  
 ※2025年5月27日までに完了させてください。
- ④ 2025年6月11日 本校受講開始  
 受講開始後、専門実践教育訓練給付金の利用有無を確認するアンケートを実施します。
- ⑤ 6か月ごとに給付金の支給申請を行う  
 ハローワークでご自身で給付金支給の手続きを行います。  
 ④のアンケート時に本制度の利用を申告された方には、支給手続き開始前までに必要書類を本校よりお送りします。

#### 指定講座情報・給付額等について

各学科のおおよその給付額は以下の通りです。なお、下記の金額は対象学費満額相当での計算となります。お支払いの学費によって給付額は変動いたしますので、詳細は所轄のハローワークまでご確認ください。

#### ■給付対象となる学費（教育訓練経費）

入学金、授業料、現場実習費（該当者のみ）、本校指定サイトにて購入した必須テキスト代金

※本校指定サイト以外で購入または譲渡により入手したテキスト代金は対象外です。  
 ※2024年5月時点の給付率です。今後、改正等により給付率は変更になる場合がございます。  
 ※下記の「最大給付額」と「自己負担額」は最大値のものです。テキスト購入数等により金額は変動いたします。  
 ※100円単位は切り捨てて算出しております。

#### 社会福祉士通信科一般養成コース（受講開始日2025（令和7）年6月11日／修了予定日2026（令和8）年12月10日）

講座名	指定番号	最大給付額	自己負担額
社会福祉士一般養成コース （実習不要者）	1310052-2110011-6	28.3万円	12.1万円
社会福祉士一般養成コース （実習必要者）	1310052-1510011-6	39.7万円	17.0万円

#### 社会福祉士通信科短期養成コース（受講開始日2025（令和7）年6月11日／修了予定日2026（令和8）年3月10日）

講座名	指定番号	最大給付額	自己負担額
社会福祉士短期養成コース （実習不要者）	1310052-2110041-4	18.9万円	8.1万円
社会福祉士短期養成コース （実習必要者）	1310052-1510021-9	29.6万円	12.7万円

#### 精神保健福祉士通信科一般養成コース（受講開始日2025（令和7）年6月11日／修了予定日2027（令和9）年1月10日）

講座名	指定番号	最大給付額	自己負担額
精神保健福祉士一般養成コース （実習不要者）	1310052-2110051-7	28.4万円	12.2万円
精神保健福祉士一般養成コース （実習必要者）	1310052-1510031-1	44.1万円	18.9万円

#### 精神保健福祉士通信科短期養成コース（受講開始日2025（令和7）年6月11日／修了予定日2026（令和8）年3月10日）

講座名	指定番号	最大給付額	自己負担額
精神保健福祉士短期養成コース （実習不要者）	1310052-2110061-0	20.3万円	8.7万円
精神保健福祉士短期養成コース （実習必要者）	1310052-1510041-4	35.7万円	15.3万円

## 8. 出願について

### ■ 願書受付期間

全期間共通して入学日は2025年6月11日です。

受付期間中であっても、各学科・教室の定員に達した時点で受付終了となります。

定員状況は、本校ホームページのニュース欄でお知らせいたします。

第1期	6月受付期間	2024年 6月1日(土)	～	2024年 6月30日(日)
	7月受付期間	2024年 7月1日(月)	～	2024年 7月31日(水)
第2期	8月受付期間	2024年 8月1日(木)	～	2024年 8月31日(土)
	9月受付期間	2024年 9月1日(日)	～	2024年 9月30日(月)
第3期	10月受付期間	2024年 10月1日(火)	～	2024年 10月31日(木)
	11月受付期間	2024年 11月1日(金)	～	2024年 11月30日(土)
第4期	12月受付期間	2024年 12月1日(日)	～	2024年 12月31日(火)
	1月受付期間	2025年 1月1日(水)	～	2025年 1月31日(金)
第5期	2月受付期間	2025年 2月1日(土)	～	2025年 2月28日(金)
	3月受付期間	2025年 3月1日(土)	～	2025年 3月31日(月)

### ■ 選考料

10,000円

選考料の納入はインターネット出願時に、コンビニエンスストア払い・クレジットカード払い・ペイジー払いから選択して支払い手続きを行います。

※納入に関するご案内はインターネット出願のお手続きの際に画面上でご確認いただけます。

※出願後の選考料のご返金はできません。

※支払い方法を問わず、システム利用手数料が一律660円掛かります。

### ■ 選考方法

出願者情報(インターネット出願・郵送提出書類)および小論文(インターネット出願時に入力し提出)により、客観的に入学要件の有無を確認し、本校の修学と国家資格取得に必要な基礎学力、および社会福祉に貢献する者として総合的に選考します。

小論文課題	あなたが目指すソーシャルワーク専門職像を300字以上400字以内で述べなさい。
-------	---

### ■ 精神保健福祉士通信科(実習必要者)の選考について

精神保健福祉士通信科(実習必要者)に限り、14ページの選考方法(出願者情報+小論文)に加え「面談」を実施します。

#### ■ 面談の目的

精神保健福祉士通信科(実習必要者)では、医療機関実習が必須となっております。医療機関での実習は、患者の心身の健康に直結することからより高度な専門知識と医療の妨げにならない謙虚な姿勢が求められます。その為、選考にあたっては小論文と面談の総合評価で選考します。

#### ■ 面談方法

方 法：オンライン面談(Web会議サービス「Zoom」を使用)

面談日：月1回本校が指定する日曜日(10時～15時30分)

時 間：1人30分程度

面接官：当校教職員2名

#### ■ 面談までの流れ

①出願(小論文含む)・選考料の入金を完了させてください。

②本校にてご出願・ご入金を確認後、2週間以内にインターネット出願サイトの『メッセージ』にて面談日をご案内いたします。

※郵送必要書類のご提出状況に関わらず、面談を行う場合がございます。予めご了承ください。

③面談日より1週間ほど前に、『メッセージ』より面談詳細をお知らせいたします。(面談時間・Zoom URL等)

#### ■ 面談実施の注意事項

・インターネットに接続できるWebカメラ付きPC又はスマートフォンやタブレット端末などのデバイスが必要  
です。

・通信状態を予めご確認ください。途中で途切れた場合、面談を中止する場合があります。

#### ■ その他

・面談の詳細は出願後、インターネット出願システムよりご案内いたします。

・ご案内する日程での面談が難しい場合は、次回の面談日をご案内いたします。

・面談結果のみの通知は行いません。総合的に選考を行い結果を通知します。

## ■インターネット出願の手順

### STEP1 インターネット出願サイトでアカウントを作成する

①アルファ医療福祉専門学校ホームページのトップページ最下部よりインターネット出願ページにアクセスしてください。

②「はじめて出願される方」からメールアドレスを入力し、アカウントを作成してください。

【顔写真について（アカウント作成時に使用）】

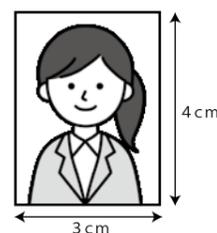
写真はデータにてご準備いただきます（3MB以内）。

※郵送の必要はございません。

※アップロードいただいた写真は入学後、学籍管理用として使用いたします。

■写真撮影について（スマートフォン撮影可）

- ・6か月以内に撮影したもの
- ・正面、上半身、脱帽であること
- ・顔が見えるもの（髪等で大部分が隠れていないもの）
- ・背景が無地で鮮明な写真であること



インターネット出願画面に  
直接アクセスできます



### STEP2 インターネット出願サイトで出願者情報を登録する

画面の指示に従い、個人情報や設問（小論文等）を入力してください。

※作成途中で下書き保存ができます。 ※60分程度でタイムアウトするのでご注意ください。

### STEP3 選考料（10,000円）を入金する

画面の指示に従い、選考料の入金手続きを行ってください。

コンビニ払い、クレジットカード払い、ペイジーが利用できます（別途システム利用手数料が一律660円掛かります）。

### STEP4 願書受付完了（インターネット出願+選考料入金）

インターネット出願と選考料のお支払いをもって、願書受付となります。

各願書受付期間内に完了させてください（本冊子14ページ参照）。

### STEP5 郵送必要書類を送付する

郵送必要書類を1週間以内に郵送してください（本冊子18～21ページ参照）。

### STEP6 すべての出願手続き完了

選考はインターネット出願の完了と郵送書類が本校に不備なく到着してから2週間程度で、インターネット出願のマイページで通知いたします。提出書類の不備等がある場合は、選考結果通知が予定より遅れる場合がございます。合格者には学費納入等の入学手続きに関する詳細を別途ご連絡いたします。

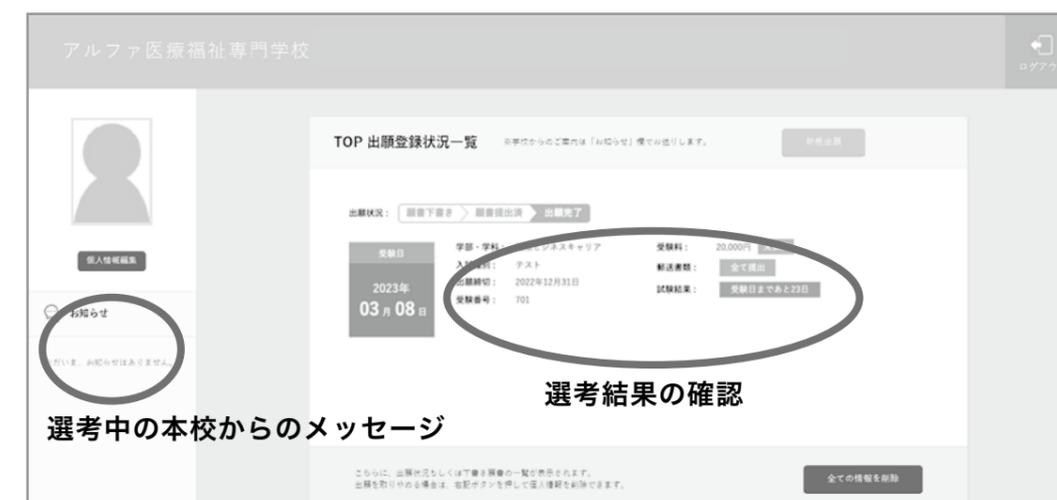
## ■選考結果について（重要）

選考中

ご出願された方と通信科事務局との連絡手段は、原則インターネット出願上のメッセージ機能（本校送信専用）か通信科事務局メール（t-pssw@alpha-net.ac.jp）にてご連絡します。

選考結果

選考結果は、出願手続き完了から2週間程度で、インターネット出願のマイページ上で通知いたします。合格された方にはご入学に関する手続き（今後のスケジュール・学費のお振込み等）のご案内をメッセージにて送信いたします。ご自身のマイページ上を必ずご確認ください。提出書類に不備等がある場合は、選考結果通知が予定より遅れる場合がございます。



※期限までにご入学手続きが完了しない場合、入学取り消しとなる場合がございます。

※選考理由、選考方法に関するお問い合わせには、一切お答えすることはできません。

※出願情報の取り消しおよび選考料の返金はできませんので、ご了承ください。

※出願情報の内容に虚偽・詐称があった場合は、入学の取り消しおよび入学後の在籍取り消しとなる場合がございます。

※入学を取り消し・辞退する場合は、2025年6月10日までに手続きください。2025年6月11日以降は辞退は認められません。

なお、入学を辞退した場合は、選考料および入学金を除き、授業料・現場実習費の返金を行います。

※選考を辞退される場合でも、出願情報の取り消しおよび選考料の返金はできませんので、ご了承ください。

※2024年度中にご出願できるのは1度のみとなります。選考不合格等で再度ご出願をご希望される方は、今期はご出願を受け付けることが出来ません。予めご了承ください。

## 9. 郵送必要書類一覧

### ■社会福祉士通信科 一般養成コース

下記の必要書類を確認し、インターネット出願の手続き完了後から1週間以内に郵送してください（郵送が2週間を超える見込みの場合はご連絡ください。なお、インターネット出願と選考料入金が完了している場合は、郵送時期が願書受付期間を超えても問題ございません）。なお、必要書類は入学要件ごとに異なりますので注意してください。

\*専用の「郵送書類提出用封筒」で送付してください

入学要件	全員提出	該当者のみ提出
一般4年制大学卒業（卒業見込み含む）	①	② ③ ④
一般3年制短大・専門学校卒業後 ※夜間・通信除く + 相談援助業務の実務経験1年以上	① ②	③
一般2年制短大・専門学校卒業後 + 相談援助業務の実務経験2年以上	① ②	③
相談援助業務の実務経験4年以上	②	③

#### ①大学、短期大学、専門学校等の卒業（修了）証明書（卒業見込み含む）

発行より1年以内の原本をご提出ください。「卒業（修了）証書」のコピーは不可です。  
※卒業見込みの方は、2025年3月に卒業予定であること。なお、卒業後改めて「卒業証明書」を提出いただきます。

#### ②実務経験（見込）証明書【本冊子25ページ】

相談援助業務の実務経験を申告される方は、必ず本校所定の用紙にてご提出ください。  
本冊子23ページを確認し、該当する実務経験の内容を入学要件の必要年数分ご申告ください。  
本証明書は、実務経験の該当施設・事業所の証明権者に内容を判断・証明いただくものです。  
本校は提出いただいた書類の内容に基づき審査します。  
※実務経験を「見込」で出願された方は、期間満了後に改めて「実務経験証明書」を2025年6月10日までに提出していただきます。

#### ③精神保健福祉士登録証のコピー

精神保健福祉士を取得されている方は、登録証のコピーをご提出いただくことにより以下が免除・減免となります。

- ・共通科目の課題の履修を一部免除
- ・授業料より2万円減免

#### ④履修科目証明書（実習必要者のみ）

介護福祉士養成施設において「介護実習」を履修された方、もしくは精神保健福祉士養成施設において「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、実習時間が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免されます。

### ■社会福祉士通信科 短期養成コース

下記の必要書類を確認し、インターネット出願の手続き完了後から1週間以内に郵送してください（郵送が2週間を超える見込みの場合はご連絡ください。なお、インターネット出願と選考料入金が完了している場合は、郵送時期が願書受付期間を超えても問題ございません）。なお、必要書類は入学要件ごとに異なりますので注意してください。

\*専用の「郵送書類提出用封筒」で送付してください

入学要件	全員提出	該当者のみ提出
福祉系4年制大学卒業（卒業見込み含む） ※基礎科目をすべて履修していること	① ②	④ ⑤ ⑥
福祉系3年制短大・専門学校卒業後 ※基礎科目をすべて履修していること + 相談援助業務の実務経験1年以上	① ② ④	⑤
福祉系2年制短大・専門学校卒業後 ※基礎科目をすべて履修していること + 相談援助業務の実務経験2年以上	① ② ④	⑤
社会福祉主事養成機関卒業後 （社会福祉法第19条第1項第2号） + 相談援助業務の実務経験2年以上	③ ④	⑤
児童福祉司／身体障害者福祉司／査察指導員／ 知的障害者福祉司／老人福祉指導主事 上記いずれかの相談援助業務の実務経験4年以上	④	⑤

#### ①大学、短期大学、専門学校等の卒業（修了）証明書（卒業見込み含む）

発行より1年以内の原本をご提出ください。「卒業（修了）証書」のコピーは不可です。  
※卒業見込みの方は、2025年3月に卒業予定であること。なお、卒業後改めて「卒業証明書」を提出いただきます。

#### ②大学、短期大学、専門学校等での基礎科目履修証明書

発行より1年以内の原本をご用意ください。基礎科目の一覧は7ページをご確認ください。  
※卒業された学校所定の書式にてご提出ください（成績証明書不可）。書式がない場合は、本校までご連絡ください。  
※取得見込みの方は、2025年3月に取得予定であること。なお、卒業後改めて「基礎科目履修証明書」を提出いただきます。

#### ③社会福祉主事養成機関の卒業（修了）証明書

発行より1年以内の原本をご提出ください。社会福祉主事養成機関の詳細は7ページをご確認ください。

#### ④実務経験（見込）証明書【本冊子25ページ】

相談援助業務の実務経験を申告される方は、必ず本校所定の用紙にてご提出ください。  
本冊子23ページを確認し、該当する実務経験の内容を入学要件の必要年数分ご申告ください。  
本証明書は、実務経験の該当施設・事業所の証明権者に内容を判断・証明いただくものです。  
本校は提出いただいた書類の内容に基づき審査します。  
※実務経験を「見込」で出願された方は、期間満了後に改めて「実務経験証明書」を2025年6月10日までに提出していただきます。

#### ⑤精神保健福祉士登録証のコピー

精神保健福祉士を取得されている方は、登録証のコピーをご提出いただくことにより、共通科目の課題が一部免除されます。

#### ⑥履修科目証明書（実習必要者のみ）

介護福祉士養成施設において「介護実習」を履修された方、もしくは精神保健福祉士養成施設において「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、実習時間が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免されます。

## ■精神保健福祉士通信科 一般養成コース

下記の必要書類を確認し、インターネット出願の手続き完了後から1週間以内に郵送してください（郵送が2週間を超える見込みの場合はご連絡ください。なお、インターネット出願と選考料入金が完了している場合は、郵送時期が願書受付期間を超えても問題ございません）。なお、必要書類は入学要件ごとに異なりますので注意してください。

\*専用の「郵送書類提出用封筒」で送付してください

入学要件	全員提出	該当者のみ提出
一般4年制大学卒業（卒業見込み含む）	①	② ③
一般3年制短大・専門学校卒業後 ※夜間・通信除く + 相談援助業務の 実務経験1年以上	① ②	
一般2年制短大・専門学校卒業後 + 相談援助業務の 実務経験2年以上	① ②	
相談援助業務の実務経験4年以上	②	

### ①大学、短期大学、専門学校等の卒業（修了）証明書（卒業見込み含む）

発行より1年以内の原本をご提出ください。「卒業（修了）証書」のコピーは不可です。  
※卒業見込みの方は、2025年3月に卒業予定であること。なお、卒業後改めて「卒業証明書」を提出いただきます。

### ②実務経験（見込）証明書【本冊子27ページ】

相談援助業務の実務経験を申告される方は、必ず本校所定の用紙にてご提出ください。  
本冊子23ページを確認し、該当する実務経験の内容を入学要件の必要年数分ご申告ください。  
本証明書は、実務経験の該当施設・事業所の証明権者に内容を判断・証明いただくものです。  
本校は提出いただいた書類の内容に基づき審査します。  
※実務経験を「見込」で出願された方は、期間満了後に改めて「実務経験証明書」を2025年6月10日までに提出していただきます。

### ③履修科目証明書（実習必要者のみ）

社会福祉士養成施設において「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、福祉施設での実習が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免となります。

## ■精神保健福祉士通信科 短期養成コース

下記の必要書類を確認し、インターネット出願の手続き完了後から1週間以内に郵送してください（郵送が2週間を超える見込みの場合はご連絡ください。なお、インターネット出願と選考料入金が完了している場合は、郵送時期が願書受付期間を超えても問題ございません）。なお、必要書類は入学要件ごとに異なりますので注意してください。

\*専用の「郵送書類提出用封筒」で送付してください

入学要件	全員提出	該当者のみ提出
福祉系4年制大学卒業（卒業見込み含む） ※基礎科目をすべて履修していること	① ②	③ ⑤
福祉系3年制短大・専門学校卒業後 + 相談援助業務の 実務経験1年以上 ※基礎科目をすべて履修していること	① ② ③	
福祉系2年制短大・専門学校卒業後 + 相談援助業務の 実務経験2年以上 ※基礎科目をすべて履修していること	① ② ③	
社会福祉士取得者	④	③ ⑤

### ①大学、短期大学、専門学校等の卒業（修了）証明書（卒業見込み含む）

発行より1年以内の原本をご提出ください。「卒業（修了）証書」のコピーは不可です。  
※卒業見込みの方は、2025年3月に卒業予定であること。なお、卒業後改めて「卒業証明書」を提出いただきます。

### ②大学、短期大学、専門学校等での基礎科目履修証明書

発行より1年以内の原本をご提出ください。基礎科目の一覧は9ページをご確認ください。  
※卒業された学校所定の書式にてご提出ください（成績証明書不可）。書式がない場合は、本校までご連絡ください。  
※取得見込みの方は、2025年3月に取得予定であること。なお、卒業後改めて「基礎科目履修証明書」を提出いただきます。

### ③実務経験（見込）証明書【本冊子27ページ】

相談援助業務の実務経験を申告される方は、必ず本校所定の用紙にてご提出ください。  
本冊子23ページを確認し、該当する実務経験の内容を入学要件の必要年数分ご申告ください。  
本証明書は、実務経験の該当施設・事業所の証明権者に内容を判断・証明いただくものです。  
本校は提出いただいた書類の内容に基づき審査します。  
※実務経験を「見込」で出願された方は、期間満了後に改めて「実務経験証明書」を2025年6月10日までに提出していただきます。

### ④社会福祉士登録証のコピー

2025年2月の社会福祉士国家試験に合格し、社会福祉士登録証が未発行の場合は、合格証のコピーをご用意のうえ出願してください。社会福祉士登録証が発行され次第2025年6月10日までに社会福祉士登録証のコピーを提出ください。  
※社会福祉士国家試験合格見込みでの出願は受け付けておりません。

### ⑤履修科目証明書（実習必要者のみ）

社会福祉士養成施設において「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、福祉施設での実習が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免となります。

## 10. 出願に関する Q&A

よくある質問等はホームページに掲載しています。

Q&A ページはこちら →



Q. 現在の定員の空き状況について教えてください。

A. 随時本校のホームページのニュース欄にてご案内しております。



【本校ホームページ】

Q. 卒業証明書を旧姓のもので提出してもよろしいですか。

A. 旧姓の証明書で構いません。そのままご提出ください。

Q. 実務経験証明書の証明権者はどのような人を指しますか。

A. 施設長、所属長等、出願者本人の実務経験を証明いただける方が対象となります。  
なお、出願者本人が施設長の場合、本人以外に実務経験を証明いただける方が実務経験証明書を記載してください。  
(証明権者については、本校から指定の役職者等の規則はありません。)

Q. 実務経験一覧にない職種の場合、どのようにすれば良いですか。

A. 原則、実務経験一覧にない職種の場合は実務経験を認定することはできません。指定施設・指定職種の一覧より実務経験をご申告ください。  
実務経験の指定施設・指定職種の一覧は23ページをご確認ください。

Q. 基礎科目履修証明書の書式が卒業校にないと言われてしまったのですがどうしたらよいですか。

A. 本校より書式をお送りいたします。下記メールアドレスまでご連絡ください。  
【メールアドレス】t-pssw@alpha-net.ac.jp

Q. 海外の大学を卒業していますが入学要件を満たしていますか。

A. 原則、日本国内の学校を卒業していることが条件となります。

Q. スマートフォンやタブレットで受講できますか。パソコンの準備は必要ですか。

A. e-ラーニングはスマートフォン、タブレット端末に対応しておりますので、パソコンは必須ではありません。

Q. 社会福祉士通信科と精神保健福祉士通信科の同時受講は可能ですか？

A. カリキュラムの都合上、社会福祉士通信科と精神保健福祉士通信科の同時受講はできません。  
どちらの養成科から受講すれば良いのかお悩みの方はご相談ください。

Q. 利用できる学費サポート制度について教えてください。

A. 以下の2点の学費サポート制度をご案内しております。  
①専門実践教育訓練給付制度（全学科対象）  
→本冊子12～13ページをご確認ください。  
②介護福祉士等修学資金貸付制度（社会福祉士通信科のみ対象）  
→ご希望の方は本校ご入学後ご案内いたします。制度の詳細は東京都社会福祉協議会のホームページをご確認ください。

## 11. 相談援助業務の実務経験に関する資料

相談援助業務の実務経験につきましては、下記ページをご確認のうえ手続きを進めてください。

■社会福祉士通信科…本冊子 7 ページ

■精神保健福祉士通信科…本冊子 9 ページ

### ■実務経験（見込）証明書

社会福祉士通信科出願者用 ..... 25 ページ

精神保健福祉士通信科出願者用 ..... 27 ページ

### ■相談援助業務の一覧

社会福祉士相談援助業務一覧 ..... 31 ページ

精神保健福祉士相談援助業務一覧 ..... 49 ページ

#### 社会福祉士通信科

QR コード



URL

<https://alpha-net.ac.jp/worker-experience-shakai>

#### 精神保健福祉士通信科

QR コード



URL

<https://alpha-net.ac.jp/worker-experience-seishin>

### ■実務経験検索フォーム

QR コード



URL

<https://alpha-net.ac.jp/work-experience>

「実務経験（見込）証明書（個票）」記入例

2025 年度生 社会福祉士通信科  
実務経験（見込）証明書

学校法人 西田学園  
アルファ医療福祉専門学校 学校長 殿

フリガナ	生年月日（年齢）		
氏名	西暦	年	月 日生 （満 歳）
上記の者は、以下のとおり、当施設・機関において、*常勤として勤務している（またはしていた）ことを証明します。 *常勤：当該施設設置者と雇用関係を有し、労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。			
施設・機関名 <small>*法人名や本社のみならず、施設名や事業所名までご記入ください。</small>	社会福祉法人アルファ会 アルファ地域包括支援センター		
施設種類 <small>（注①）</small>	地域包括支援センター	職種コード <small>（注①）</small>	
職種 <small>（注①）</small>	包括的支援事業に係る業務を行なう職員	社 1 0 7	
<small>*病院・診療所の「相談員（社304）」の実務経験を証明される方へ 該当職種に記載されているア・イ・ウ・エのすべての内容の業務を行なっていることが必要です。 必ず当該の内容をご確認のうえ、実務経験証明書を作成してください。</small>			
就業期間 <small>記入してください</small>	現在もお勤めの場合	西暦 2015 年 4 月 1 日から現在（証明書作成日）まで	
	過去にお勤めの場合	西暦 年 月 日から 年 月 日まで	
証明権者（施設・事業所）が記入	（証明書作成日） 西暦 2025 年 9 月 2 日 （施設・機関所在地） 〒 194-0022 東京都町田市森野〇ー〇 （施設・機関名） 社会福祉法人アルファ会 アルファ地域包括支援センター （代表者） 役職 理事長 氏名 田中 太郎		

出願者本人が記入	フリガナ	生年月日（年齢）		
	氏名	西暦	年	月 日生 （満 歳）
	上記の者は、以下のとおり、当施設・機関において、*常勤として勤務している（またはしていた）ことを証明します。 *常勤：当該施設設置者と雇用関係を有し、労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。			
	施設・機関名 <small>*法人名や本社のみならず、施設名や事業所名までご記入ください。</small>	社会福祉法人アルファ会 アルファ地域包括支援センター		
施設種類 <small>（注①）</small>	地域包括支援センター	職種コード <small>（注①）</small>		
職種 <small>（注①）</small>	包括的支援事業に係る業務を行なう職員	社 1 0 7		
<small>*病院・診療所の「相談員（社304）」の実務経験を証明される方へ 該当職種に記載されているア・イ・ウ・エのすべての内容の業務を行なっていることが必要です。 必ず当該の内容をご確認のうえ、実務経験証明書を作成してください。</small>				
就業期間 <small>どちらか一方を記入してください</small>	現在もお勤めの場合	西暦 年 月 日から現在（証明書作成日）まで		
	過去にお勤めの場合	西暦 年 月 日から 年 月 日まで		
証明権者（施設・事業所）が記入	（証明書作成日） 西暦 年 月 日 （施設・機関所在地） 〒 （施設・機関名） （代表者） 役職 氏名			

■記入上の留意点：記入例を参考に記入下さい。

①記入・訂正

記入時は黒のボールペンで記入ください。  
記入内容を訂正する場合は、すべての項目において証明権者の公印と二重線にて訂正してください。記入者の印はお認めできません。修正液や修正テープは使用しないでください。

②施設・機関名

正規の施設名・機関名（事業所名）で記入ください。名称を省略、または機関名まで記入がないものは認められません。

③施設種類・職種・職種コード

「相談援助業務の実務経験（指定施設・職種）一覧」に一致する「施設種類」「職種」「職種コード」をご記入下さい。それ以外の名称や省略した名称は認められません。

④就業期間

「現在も上記職種で勤務している場合」もしくは「過去に上記職種で勤務していた場合」のいずれか一つのみご記入ください。

⑤同じ法人内の複数の施設にお勤めの場合

勤務した職種・機関ごとに実務経験（見込）証明書をご提出ください。

⑥代表者役職・氏名、押印（公印）

代表者は、施設長や法人の代表者（理事長等）の名前をご記入ください。施設長が入学申込者本人の場合は、法人の代表者（理事長等）が証明してください。  
証明印は必ず公印を押印下さい。電子印・個人印・スタンプ・ゴム印（住所等が記載された社判）は認められません。

キリトリ線

- (注)①「施設種類」「職種」「職種コード」欄は「相談援助業務の実務経験（指定施設・職種）一覧」（本冊子31ページ参照）、または右記のQRコードより、該当するものを記入してください。  
②記入内容を訂正する場合は、すべての項目において証明権者の公印と二重線にて訂正してください。修正液や修正テープは使用しないでください。  
③同一法人・事業所内で同一施設種類・職種の場合で休職がある場合は、休職前までの就業期間を「過去にお勤めの場合」、復職後の就業期間を「現在もお勤めの場合」に記載ください。  
④用紙が不足する場合は、本用紙をコピーしてご利用ください。  
⑤本証明に虚偽や錯誤による証明があった場合は、入学資格ならびに国家試験受験資格および登録が取り消される場合がございます。  
⑥必ず本状は原本をご提出ください（原本のコピー提出不可）。  
⑦内容の確認のため、弊社より証明権者様宛に在籍確認をさせて頂く場合がございます。



実務経験検索フォーム

2025 年度生 精神保健福祉士通信科  
実務経験（見込）証明書

学校法人 西田学園  
アルファ医療福祉専門学校 学校長 殿

キリトリ線

出願者本人が記入	フリガナ					生年月日（年齢）				
	氏名					西暦	年	月	日生	
	上記の者は、以下のとおり、当施設・機関において、*常勤として精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている（または行っていた）ことを証明します。  *常勤：当該施設設置者と雇用関係を有し、労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。									
	施設・機関名 <small>※法人名や本社名のみならず、施設名や事業所名までご記入ください。</small>									
	施設種類 <small>（注①）</small>					職種コード <small>（注①）</small>				
	職種 <small>（注①）</small>					精				
就業期間 <small>記入していただく方を こちらから一方を 記入してください</small>	現在もお勤めの場合	西暦	年	月	日	から現在（証明書作成日）まで				
	過去にお勤めの場合	西暦	年	月	日	から	年	月	日まで	

証明権者（施設・事業所）が記入	(証明書作成日)	西暦	年	月	日		
	(施設・機関所在地)	〒					
	(施設・機関名)						
	(代表者) 役職					氏名	公印 <small>（個人印不可）</small>

- (注)①「施設種類」「職種」「職種コード」欄は「相談援助業務の実務経験（指定施設・職種）一覧」（本冊子 49 ページ参照）、または右記のQRコードより、該当するものを記入してください。
- ②記入内容を訂正する場合は、すべての項目において証明権者の公印と二重線にて訂正してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
- ③同一法人・事業所内で同一施設種類・職種の場合で休職がある場合は、休職前までの就業期間を「過去にお勤めの場合」、復職後の就業期間を「現在もお勤めの場合」に記載ください。
- ④用紙が不足する場合は、本用紙をコピーしてご利用ください。
- ⑤本証明に虚偽や錯誤による証明があった場合は、入学資格ならびに国家試験受験資格および登録が取り消される場合がございます。
- ⑥必ず本状は原本をご提出ください（原本のコピー提出不可）。
- ⑦内容の確認のため、弊社より証明権者様宛に在籍確認をさせて頂く場合がございます。



## 個人情報の取り扱いについて

学校法人西田学園アルファ医療福祉専門学校では、個人情報（住所・氏名・電話番号・その他の固有の情報）の重要性を認識し、以下の方針に基づき、個人情報に関する関係法令の遵守を徹底いたします。

### 個人情報保護方針について

#### 第1条 個人情報の収集と利用

学校法人西田学園は、よりよい教育サービスを提供するために、利用目的を明確にしたうえで、目的の範囲内に限り、個人情報を収集し利用します。

#### 第2条 個人情報の管理と保護

本校が取得した個人情報については、紛失・破壊・改ざん・不正アクセス・漏洩などの防止のため、必要かつ適切な管理措置を講じます。また、取得した個人情報については、ご本人から承諾いただいた場合または法令の定めにより開示を求められた場合を除き、第三者に対し情報を開示・提供することはいたしません。

#### 第3条 個人情報の開示、訂正、削除

登録者本人とその保護者から個人情報の開示、修正、削除等の申し出があった場合には、合理的な範囲内で速やかに対応させていただきます。

#### 第4条 遵守すべき法令・規範

学校法人西田学園は、取得した個人情報に関して適用される法令、規範を遵守いたします。

#### 第5条 質問および相談窓口

本人からの個人情報に関する質問、相談を受け付ける窓口を、以下のとおり設置いたします。

相談窓口：学校法人西田学園 法人室

電話：042-729-1026 FAX：042-721-8411

#### 第6条 個人情報保護の管理体制、および継続的な改善

取得した個人情報の取り扱いにあたり、個人情報保護に関する管理体制、および上記項目の内容を適宜見直し改善していきます。

## 入学をご検討されている方及びその保護者等からのハラスメントについて

お問い合わせの際に、入学をご検討されている方のご要望を実現するための手段として、社会通念上相当な範囲を超える行為（下記のとおりですが、これに限りません）を行うことはご遠慮ください。これらの行為があったと当校が判断した場合、対応の拒否や法的措置、悪質な場合には出願をお断りするという手段を取らせて頂く場合がございますことを御了承ください。

- ・ 威迫・脅迫・威嚇行為
- ・ 侮辱、人格を否定する発言
- ・ プライバシー侵害行為
- ・ 社会通念上過剰なサービス提供の要求
- ・ 合理的理由のない当校への謝罪要求や当校関係者への処罰の要求
- ・ 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為
- ・ SNS やインターネット上での誹謗中傷

等

## 2025年6月11日入学生 募集要項

初版発行 2024年6月1日

発行者 学校法人西田学園アルファ医療福祉専門学校

2025 年 6 月入学生対応

# 社会福祉士相談援助業務について

## 相談援助業務一覧

社会福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において福祉に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。

実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

※「相談援助業務に該当になるかどうか」「指定施設・職種に該当になるかどうか」については、実務を証明される証明権限をお持ちの方にご確認ください。

※実務経験証明書の書式については、「2025 年 6 月 11 日入学生用募集要項」の 25 ページ、もしくは本校ホームページからダウンロードしてください。

## 1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	社001
		受付相談員	社002
		相談員	社003
		電話相談員	社004
		児童心理司・心理判定員	社005
		児童指導員	社006
		保育士	社007
	母子生活支援施設	母子支援員・母子指導員	社008
		少年指導員（少年を指導する職員）	社009
		個別対応職員	社010
	児童養護施設	児童指導員	社011
		保育士	社012
		個別対応職員	社013
		家庭支援専門相談員	社014
		職業指導員	社015
		里親支援専門相談員	社016
	障害児入所施設 ・児童発達支援センター （障害児通所支援事業）	児童指導員（注意2）	社017
		保育士（注意3）	社018
		心理指導担当職員	社019
		児童発達支援管理責任者	社020
	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	児童指導員（注意2）	社021
		保育士（注意3）	社022
	知的障害児通園施設	児童指導員（注意2）	社023
		保育士（注意3）	社024

（注意2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

（注意3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

## 1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
児童福祉法	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	児童指導員（注意2）	社025
		保育士（注意3）	社026
		児童指導員（注意2）	社027
	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	児童指導員（注意2）	社027
		保育士（注意3）	社028
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員	社029
		保育士	社030
		個別対応職員	社031
		家庭支援専門相談員	社032
	重症心身障害児施設	児童指導員（注意2）	社033
		保育士（注意3）	社034
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	社035
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	社036
		児童生活支援員	社037
		個別対応職員	社038
		家庭支援専門相談員	社039
		職業指導員	社040
		児童家庭支援センター	相談員 （児童・母子家庭等に対し福祉に関する相談・助言を行なう職員）
	障害児相談支援事業	相談支援専門員	社042
	乳児院	児童指導員	社043
		保育士	社044
		個別対応職員	社045
		家庭支援専門相談員	社046
		里親支援専門相談員	社047
児童自立生活援助事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている指導員	社048	
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社049	
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	社050	
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 （国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの）	児童指導員（注意2）	社051	
	保育士（注意3）	社052	

（注意2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

（注意3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

## 1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
児童福祉法	児童発達支援事業を行なう施設	指導員（注意1）	社053	
		児童指導員（注意2）	社054	
		保育士（注意3）	社055	
		児童発達支援管理責任者	社056	
		障害福祉サービス経験者（注意4）	社057	
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	社058	
	医療型児童発達支援事業を行なう施設	児童指導員（注意2）	社059	
		保育士（注意3）	社060	
		児童発達支援管理責任者	社061	
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	社062	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	放課後等デイサービス事業を行なう施設	指導員（注意1）	社063
			児童指導員（注意2）	社064
			保育士（注意3）	社065
			児童発達支援管理責任者	社066
			障害福祉サービス経験者（注意4）	社067
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	社068
	居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	訪問支援員（注意1） (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	社069	
		児童発達支援管理責任者	社070	
	保育所等訪問支援事業を行なう施設	訪問支援員（注意1） (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	社071	
		児童発達支援管理責任者	社072	

(注意1)「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

## 1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
その他	利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社073
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行なっている職員(相談員)	社074
	地域生活支援事業 ・障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社075
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている職員	社076
	子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社077
	重症心身障害児(者)通園事業を行なっている施設	児童指導員(注意2)	社078
		保育士(注意3)	社079
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	社080
	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行なっている職員	社081
	子育て世代包括支援センター	相談援助業務を行なっている職員	社082
	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行なっている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	社083

(注意2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

## 2. 高齢者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
介護保険法	介護保険施設	生活相談員	社100	
		指定介護老人福祉施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社101
		介護老人保健施設	支援相談員	社102
			相談指導員	社103
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社104
			介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社106	
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員(注意5) (保健師、主任介護支援専門員等)	社107	
	指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設を含む	生活相談員	社108	
		計画作成担当者	社109	
	指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設(注意6) ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設を含む	生活相談員	社110	
		生活指導員	社111	
	指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設を含む	生活相談員	社112	
		生活指導員	社113	
	指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	社114	
	指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	社115	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	オペレーター	社116	
	指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従業者	社117	
	指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社118	
	指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社119	
指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社120		

(注意5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

## 2. 高齢者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
介護保険法	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員	社121
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社122
	居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社123
	介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	社124
	第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	社125
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員	社126
		生活指導員	社127
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	社128
		生活指導員	社129
	軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウスを含む	生活相談員	社130
		生活指導員	社131
	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員	社132
	老人短期入所施設	生活相談員	社133
		生活指導員	社134
	老人デイサービスセンター	生活相談員	社135
		生活指導員	社136
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている職員	社137
	有料老人ホーム	生活相談員	社138
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員	社139
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員	社140
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	社141
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	社142

### 3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	社 200	
		心理判定員	社 201	
		職能判定員	社 202	
		ケース・ワーカー	社 203	
	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター（A型、B型） ・在宅障害者デイサービス施設 （身体障害者デイサービスセンター） ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	社 204	
点字図書館	相談援助業務を行なっている職員	社 205		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	社 206	
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	社 207	
		精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	社 208	
		心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	社 209	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	社 210	
		心理判定員	社 211	
		職能判定員	社 212	
		ケース・ワーカー	社 213	
障害者総合支援法	障害者支援施設	生活支援員（注意7）	社 214	
		就労支援員	社 215	
		サービス管理責任者	社 216	
	地域活動支援センター	指導員（注意7）	社 217	
	福祉ホーム	管理人	社 218	
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行なっている職員	社 219	
	一般相談支援事業所	相談支援専門員	社 220	
	特定相談支援事業所	相談支援専門員	社 221	
	相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	社 222	
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 223
		日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 224
		障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 225

（注意7）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

### 3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード		
障害者総合支援法	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員（注意7）	社 226	
			生活指導員（注意7）	社 227	
		身体障害者療護施設	生活支援員（注意7）	社 228	
			生活指導員（注意7）	社 229	
		身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	生活支援員（注意7）	社 230	
			生活指導員（注意7）	社 231	
		身体障害者福祉工場	指導員（注意7）	社 232	
		精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	社 233
				精神障害者社会復帰指導員	社 234
			精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士	社 235
	精神障害者社会復帰指導員			社 236	
	精神障害者福祉工場		精神保健福祉士	社 237	
		精神障害者社会復帰指導員	社 238		
	精神障害者福祉ホーム	管理人	社 239		
	知的障害者支援施設	知的障害者更生施設 （入所、通所）	生活支援員（注意7）	社 240	
			生活指導員（注意7）	社 241	
		知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	生活支援員（注意7）	社 242	
			生活指導員（注意7）	社 243	
		知的障害者通所寮	生活支援員（注意7）	社 244	
	生活指導員（注意7）	社 245			

（注意7）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

### 3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
障害者総合支援法	生活介護を行なう施設	生活支援員（注意7）	社246	
		サービス管理責任者	社247	
	自立訓練を行なう施設 （機能訓練、生活訓練）	生活支援員（注意7）	社248	
		サービス管理責任者	社249	
	就労移行支援を行なう施設 （認定就労移行支援を含む）	生活支援員（注意7）	社250	
		就労支援員	社251	
		サービス管理責任者	社252	
	就労継続支援を行なう施設 （A型、B型）	生活支援員（注意7）	社253	
		サービス管理責任者	社254	
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	社255	
		サービス管理責任者	社256	
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	社257	
		サービス管理責任者	社258	
	療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社259	
	短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	社260	
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社261	
	共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社262	
	共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム を含む	相談援助業務を行なっている職員	社263	
	のぞみ 園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員	社264
			相談援助業務を行なっているケースワーカー	社265
発達障害者 支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	社266	
		就労支援を担当する職員	社267	

（注意7）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

### 3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	社268
		障害者職業カウンセラー	社269
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	社269
		職場適応援助者	社270
	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	社271
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	社272
		就業支援担当者	社273
		主任職場定着支援担当者	社274
		生活支援担当職員	社275
	職業安定法	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター
発達障害者雇用トータルサポーター			社277
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	社278
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員	社279
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	社280
		地域移行推進員	社281
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	社282
		地域移行推進員	社283
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	社284
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	社285
	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行なっている者	社286
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行なっている者	社287

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 300
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 301
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 302
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 303
医療法	病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	社 304
		退院後生活環境相談員	社 305
生活保護法	救護施設	生活指導員	社 306
	更生施設	生活指導員	社 307
	授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	社 308
	宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	社 309
	被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	社 310
	日常生活支援住居施設	生活支援員	社 311
		生活支援提供責任者	社 312
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	主任相談支援員	社 313
		相談支援員	社 314
		就労支援員	社 315
		就労準備支援担当者	社 501
		家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	社 316
売春防止法	婦人相談所	相談指導員	社 317
		判定員(心理・職能判定員)	社 318
		婦人相談員	社 319
	婦人保護施設	入所者を指導する職員	社 320
母子保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	社 321
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	社 322
寡婦福祉法 母子及び父子並びに	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員、母子相談員(母子の相談を行なう職員)	社 323

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員(指導監督を行なう職員)	社 324	
		身体障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	社 325	
		知的障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	社 326	
		老人福祉指導主事(指導監督を行なう職員)	社 327	
		現業員・ケースワーカー	社 328	
		家庭児童福祉主事	社 329	
		家庭相談員	社 330	
		面接相談員	社 331	
		婦人相談員	社 332	
		母子・父子自立支援員、母子相談員	社 333	
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	社 334	
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	社 335	
		隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員	社 336
		都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	社 337
			相談援助業務を行なっている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 その他要援護者に対するものに限る。)	社 338
		市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	社 339
			相談援助業務を行なっている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 その他要援護者に対するものに限る。)	社 340

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	社 341
		法務教官	社 342
		法務技官 (心理)	社 343
		福祉専門官	社 344
少年院法	少年院	法務教官	社 345
		法務技官 (心理)	社 346
		福祉専門官	社 347
少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官	社 348
		法務技官 (心理)	社 349
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	社 350
		社会復帰調整官	社 351
	保護観察所	保護観察官	社 352
		社会復帰調整官	社 353
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任	社 354
		補導員	社 355
		福祉職員	社 356
		薬物専門職員	社 357
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	社 358
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	社 359
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	社 360
成年後見制度の利用の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員	社 361
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	婦人相談員	社 500

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	社 362
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	社 363
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	社 364
	地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	社 365
	就労支援事業を行なっている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	社 366
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	社 367
		その他相談援助業務を行なっている職員	社 368
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員	社 369
	ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	社 370
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	社 371
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	社 372
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	社 373
	自立相談支援機関 (自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員	社 374
		相談支援員	社 375
		就労支援員	社 376
		家計相談支援員	社 377
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	社 378
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員	社 379
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	社 380

## 5. 廃止分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	職種名	職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	社 4 0 0
	生活指導員	社 4 0 1
身体障害者福祉ホーム	管理人	社 4 0 2
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	社 4 0 3
	精神障害者社会復帰指導員	社 4 0 4
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 5
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 6
知的障害者デイサービスセンター	指導員	社 4 0 7
	生活指導員	社 4 0 8
	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 9
知的障害者福祉ホーム	管理人	社 4 1 0
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 1
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業		
障害者デイサービスを行なう施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 2
経過的デイサービス事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 3
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 1 4
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通動寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 5

## 5. 廃止分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	職種名	職種コード
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） 等において実施する事業	生活援助員	社 4 1 6
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)		
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	社 4 1 7
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行なっている指導員	社 4 1 8
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 1 9
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 2 0
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 2 1
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 2 2
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 4 2 3

2025年6月入学生対応

# 精神保健福祉士相談援助業務について

## 相談援助業務一覧

精神保健福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

※「相談援助業務に該当になるかどうか」「指定施設・職種に該当になるかどうか」については、実務を証明される証明権限をお持ちの方にご確認ください。

※実務経験証明書の書式については、「2025年6月11日入学生用募集要項」の27ページ、もしくは本校ホームページからダウンロードしてください。

## 相談援助の業務について

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっていること

1. 次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

### (1) 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

### (2) 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

### (3) 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

### (4) 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

### (5) 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

2. 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

3. 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。

乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

## 1. 医療・行政関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
医療法	病院・診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	精600
		医療ソーシャルワーカー	精601
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	精602
		医療ソーシャルワーカー	精603
	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	精604
		社会福祉士	精605
		精神科ソーシャルワーカー	精606
		心理判定員	精607
		精神保健福祉相談員	精608
地域保健法	保健所	社会福祉士	精609
		精神科ソーシャルワーカー	精610
		心理判定員	精611
		精神保健福祉相談員	精612
	市町村保健センター	社会福祉士	精613
		精神科ソーシャルワーカー	精614
		心理判定員	精615
		精神保健福祉相談員	精616
		社会福祉士	精617
地方自治体	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神科ソーシャルワーカー	精618
		心理判定員	精619
		社会復帰調整官	精620
		保護観察官	精621
更生保護事業法	更生保護施設	補導に当たる職員	精622
		福祉職員	精623
		薬物専門職員	精624
		訪問支援職員	精650

## 2. 障害者関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	生活介護を行なう施設	生活支援員	精 700	
		サービス管理責任者	精 701	
	自立訓練を行なう施設	生活支援員	精 702	
		サービス管理責任者	精 703	
	就労移行支援を行なう施設	生活支援員	精 704	
		就労支援員	精 705	
		サービス管理責任者	精 706	
		職業指導員	精 750	
		就労継続支援を行なう施設	生活支援員	精 707
			サービス管理責任者	精 708
	職業指導員		精 751	
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	精 709	
		サービス管理責任者	精 710	
		相談援助業務に従事する職員	精 711	
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	精 712	
		サービス管理責任者	精 713	
		相談援助業務に従事する職員	精 714	
	短期入所を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	精 715	
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	精 716	
	共同生活援助を行なう施設 (共同生活介護であった期間を含む)	相談援助業務に従事する職員	精 717	

## 2. 障害者関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	精 718
		障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	精 719
		障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	精 720
	一般相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	精 721	
	特定相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	精 722	
	障害者支援施設	生活支援員	精 723	
		就労支援員	精 724	
		サービス管理責任者	精 725	
	地域活動支援センター	指導員	精 726	
	福祉ホーム	管理人	精 727	
	基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	精 728	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	精 729
		地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	精 730
			職場適応援助者	精 731
障害者就業・生活支援センター		主任就業支援担当者	精 732	
		就業支援担当者	精 733	
		生活支援担当職員	精 734	
		主任職場定着支援担当者	精 752	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	精 735	
		就労支援を担当する職員	精 736	

### 3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
介護保険法	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く)	精 800
		生活指導員	精 801
生活保護法	更生施設	生活指導員	精 802
	被保護者就労支援事業を行なう事業所	就労支援員	精 803
		就労支援員	精 804
	被保護者就労準備支援事業を行なう事業所	被保護者就労準備支援担当者	精 805
		相談支援に従事する者	精 806
		就労支援員	精 807
	被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	被保護者就労準備支援担当者	精 808
		相談支援に従事する者	精 809
		就労支援事業を行なう事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員
	日常生活支援住居施設	生活支援員	精 920
生活支援提供責任者		精 921	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	精 811
		心理判定員	精 812
		職能判定員	精 813
		ケース・ワーカー	精 814
売春防止法	婦人相談所	相談指導員	精 815
		判定員	精 816
		婦人相談員	精 817
婦人保護施設	入所者を指導する職員	精 818	
	職業安定法	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター
発達障害者雇用トータルサポーター		精 820	
雇用トータルサポーター (大学等支援分)		精 950	
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	精 821
		法務教官	精 822
		法務技官 (心理)	精 823
		福祉専門官	精 824
少年院法	少年院	法務教官	精 825
		法務技官 (心理)	精 826
		福祉専門官	精 827
鑑別所法	少年鑑別所	法務教官	精 828
		法務技官 (心理)	精 829

### 3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
児童福祉法	障害児通所支援事業を行なう施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	精 830
		放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員	精 831
		居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	精 832
		保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員	精 833
	乳児院	児童指導員	精 834	
		保育士	精 835	
		家庭支援専門相談員	精 836	
	児童養護施設	児童指導員	精 837	
		保育士	精 838	
		家庭支援専門相談員	精 839	
		職業指導員	精 840	
	福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員	精 841	
		保育士	精 842	
		児童発達支援管理責任者	精 843	
		職業指導員	精 844	
心理指導担当職員		精 845		
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	精 846		
	保育士	精 847		
	家庭支援専門相談員	精 848		
児童相談所	児童福祉司	精 849		
	受付相談員	精 850		
	相談員	精 851		
	電話相談員	精 852		
	児童心理司	精 853		
母子生活支援施設	児童指導員	精 854		
	保育士	精 855		
	母子支援員	精 856		
障害児相談支援事業を行なう施設	少年を指導する職員	精 857		
	相談支援専門員	精 858		
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	精 859		
	児童生活支援員	精 860		
	職業指導員	精 861		
児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 第88条の3第1項に規定する職員	精 862		
児童自立生活援助事業を行なう施設	相談援助業務を行なう指導員	精 863		

### 3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員	精 8 6 4
		身体障害者福祉司	精 8 6 5
		知的障害者福祉司	精 8 6 6
		老人福祉指導主事	精 8 6 7
		現業員	精 8 6 8
		家庭児童福祉主事	精 8 6 9
		家庭相談員	精 8 7 0
		面接員に相当する職員	精 8 7 1
		婦人相談員	精 8 7 2
		母子・父子自立支援員	精 8 7 3
		母子・父子自立支援プログラム策定員	精 8 7 4
		就業支援専門員	精 8 7 5
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	精 8 7 6
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	精 8 7 7
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	精 8 7 8
	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	精 8 7 9
		相談援助業務 (主として身体障害者、知的障害者、 精神障害者に対するものに限る) に従事する職員	精 8 8 0
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	地域体制整備コーディネーター	精 8 8 1
		地域移行推進員	精 8 8 2
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なう施設	相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	精 8 8 3
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	スクールソーシャルワーカー	精 8 8 4	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	相談員	精 8 8 5	
一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	相談員	精 8 8 6	
第1号職場適応援助者助成金または 訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行なっている者	精 8 8 7	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、 職場適応援助を行なっている者	精 8 8 8	
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	精 8 8 9	
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	精 8 9 0	

### 3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
	ホームレス自立支援事業を行なう施設	生活相談指導員	精 8 9 1
	地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	精 8 9 2
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	精 8 9 3
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	主任相談支援員	精 8 9 4
		相談支援員	精 8 9 5
		就労支援員	精 8 9 6
		家計改善支援員	精 8 9 7
		就労準備支援担当者	精 8 9 8
		主任相談支援員	精 8 9 9
	生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	相談支援員	精 9 0 0
		就労支援員	精 9 0 1
		家計改善支援員	精 9 0 2
		就労準備支援担当者	精 9 0 3
		主任相談支援員	精 9 0 4
	生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	相談支援員	精 9 0 5
		就労支援員	精 9 0 6
		家計改善支援員	精 9 0 7
		就労準備支援担当者	精 9 0 8
		主任相談支援員	精 9 0 4

#### 4. 改正前の法律

施設種類	職種名	職種コード
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	精 9 0 9
知的障害者援護施設	生活支援員	精 9 1 0
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	精 9 1 1
	管理人	精 9 1 2
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	精 9 1 3



専門実践教育  
訓練給付金 対象

学費の **70%**  
最大 44万円  
支給されます

詳細は所轄のハローワーク窓口までご確認ください。

## お問い合わせ先



学校法人西田学園  
アルファ医療福祉専門学校

社会福祉士通信科  
精神保健福祉士通信科

メール入学相談



LINE入学相談



電話入学相談

042-729-1026

受付時間：平日8:30-17:30